

## 【憲 法】

**問題** 以下を読み、設問に答えなさい。

Xは、株式会社A教習所（以下、A社と略称する。）で技能指導員をしていたが、A社から解雇された。XとA社との間に、京都地方裁判所の地位保全仮処分命令により従業員たる地位が仮に定められ、これに関連する事件が京都地方裁判所や中央労働委員会に係属していた。

A社からこれらの事件について委任されていた弁護士Bは、照会を必要とする事由を、「中央労働委員会、京都地方裁判所に提出するため」として、Xの「前科及び犯罪経歴について」弁護士法23条の2に基づき照会の申出を行い、これを受けた京都弁護士会は、右申出書を添付して同法同条2項に基づき京都市C区に照会した。

弁護士法23条の2の照会は、弁護士が受任事件について、訴訟資料を収集し、事実を調査する等その職務活動を円滑に執行処理するために設けられた規定である。弁護士が基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とするものであることに鑑み、右照会の制度もまた公共的性格を有し、弁護士の受任事件が訴訟事件となった場合には、当事者の立場から裁判所の行う真実の発見と公正な判断に寄与するという結果をもたらすことを目指すものである。その権限は、相手方としては公務所又は公私の団体に限定され、かつ、直接個々の弁護士には与えられておらず、弁護士の申出がある場合に、弁護士の指導、連絡、監督に関する事務を行う公的機関としての性格を有する弁護士会が行使し、弁護士からの照会申出について必要性、相当性を判断し、適当でない場合は右申出を拒絶し、その他の場合は必要事項の報告を求めるものとしている。

C区長Dは、京都弁護士会からの照会が法律に基づいた申出であったので、速やかに、京都弁護士会にXの前科について、道路交通法違反11犯がある旨を報告した。A社は、右報告によってXの前科を知った。A社は、Xがこの前科を秘匿して入社したことをもって経歴詐称であるとして、2013年7月21日付けで予備的解雇を行った。

**設問1** あなたがXの訴訟代理人であったとしたら、誰を相手取って、どのような訴訟を提起しますか。

**設問 2** 原告の主張と被告の主張の対立点を明確にしたうえで、この問題に関するあなたの憲法上の見解を述べなさい。

**参考条文：**弁護士法 23 条の 2（報告の請求）

- 1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。
- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

※ なお、解答用紙の記入に際しては、設問 1、設問 2 の順番で、かつ、〔設問 1〕、〔設問 2〕と見出しをつけて記入しなさい。